

新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

【問い合わせ】
本館財政課(☎41-3517)

◎補正予算を編成した主な対策経費

事業名	予算額	内容
中小企業持続支援事業	136万円	市内事業者の事業継続を支援するため、市が独自に国の持続化給付金申請サポート会場を設置するとともに、花巻商工会議所に運営を委託します。 ※5月実施分

＊上記は、5月21日までに実施が決まった支援策です。今後、さらに支援策を取りまとめ公表の上実施します

国民健康保険税の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】
本館市民税課(☎41-3526)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、国民健康保険税の一部または全額の免除を受けることができます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯…**右記の[表1]で算出した対象保険税額に[表2]の減免割合を乗じた額**

※②の場合には一定の要件があります

[表1]

対象保険税額＝A×B÷C
A…世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B…減少することが見込まれる収入などに係る前年所得金額
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額

[表2]

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

申請を希望する場合は、事前に本館市民税課(☎41-3526)にご相談ください

介護保険料の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】
新館長寿福祉課(☎41-3578)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、介護保険料の一部または全額の免除を受けることができます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯…**右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額**

※②の場合には一定の要件があります

[表1]

対象保険料額＝A×B÷C
A…第1号被保険者の保険料額
B…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の減少することが見込まれる収入などに係る前年所得金額
C…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の前年合計所得金額

[表2]

前年合計所得金額	減免割合
200万円以下	全部
200万円超	10分の8

申請を希望する場合は、事前に新館長寿福祉課(☎41-3578)にご相談ください

後期高齢者医療保険料の減免制度については、現在、岩手県後期高齢者広域連合で準備を進めています。詳細が決定次第お知らせします。

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人が申請することで、市税の徴収猶予を1年間受けることができる「特例制度」が開始されました。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

■対象となる人 次の全てを満たす納税者・特別徴収義務者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
- 一時に納付し、または納入が困難な場合

※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します

■対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯

税▶国民健康保険税ーのうち、2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するもの

※他の納税猶予の適用や既に納期限が過ぎている未納の市税についても、さかのぼって特例制度を受けることができます

■申請期限 6月30日(火)、または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な場合は口頭で確認)を添えて、本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)へ郵送で提出してください。

＊e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

市税の徴収猶予の特例制度

納期限が2月1日～6月30日の期間となっている下記の市税は、申請期限が6月30日となっています

- 平成31年度分…固定資産税第4期、国民健康保険税第8期
- 令和2年度分…個人市県民税第1期、固定資産税第1期、軽自動車税

中小企業者・小規模事業者が対象 令和3年度の固定資産税が軽減されます

【問い合わせ】
本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者が保有する建物や設備の固定資産税が軽減されます。

■対象 次のいずれかに該当する事業者

- 個人事業者の場合**…常時使用する従業員の数が1,000人以下
- 法人事業者の場合**…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)

■要件・軽減率 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の

減少率となっていること

▷**30%以上50%未満の減少**…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の2分の1を減額

▷**50%以上の減少**…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の全部を減額

■申請期間 令和3年1月中を予定

■国の固定資産税などの軽減相談窓口

☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時)

＊申請書様式などは、国で現在調整中です。詳しくは、軽減相談窓口にお問い合わせください

固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

- ①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額
- ②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和

3年度分の土地分および2分の1に軽減された事業用家屋分と償却資産分の合計額

- ③任意の連続する3カ月間の収入の減少率が50%以上の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の合計額